

## 平成20年度「学校安全強化旬間」実施要項

1 名称 「子どもの『いのち』を守る強化月間」実施に伴う「学校安全強化旬間」

2 趣旨

不審者から『いのち』を守る『学校安全強化旬間』と「子どもの『いのち』を守る強化月間」を一元化し、子どもの「いのち」を守る一連の事業として実施する。

- ・『いのち』を守る強化月間は学校経営全般の危機管理の観点から校長が主体的に取り組む。
- ・「学校安全強化旬間」では、学校における不審者への安全対策を強化するため、各校の具体的な不審者対策として未然防止に取り組む。(具体的な実践として、大阪教育大学附属池田小学校の児童等が殺傷された6月8日を中心とした6月期間中に、各学校で10日間の「学校安全強化旬間」を設定し、学校の安全管理の点検・見直しを図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった学校安全の取り組みを重点的に行う。)

3 実施期間

平成20年6月中の10日間

4 実施内容

不審者による学校侵入や登下校中の声掛けなどから児童生徒を守る安全確保の取り組みを家庭・地域等の関係機関の協力のもと実施する。

(例)

- (1) 学校安全マニュアルの確認、見直し
- (2) 教職員の安全対応能力の向上を図るための取り組み
- (3) 児童生徒の安全対応能力の向上を図るための取り組み
- (4) 安全点検の実施
- (5) 登校・下校における街頭指導
- (6) 校内外の巡視
- (7) 児童・生徒による取り組み(例ポスター・標語などの作成)
- (8) 保護者への呼びかけ(地域の見守り・緊急時の対応など)
- (9) 警察・防犯協会への協力依頼  
など具体的な事業を実施する。

5 対象

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

6 実施報告

事業終了後、別紙報告様式により平成20年7月9日(水)まで、小・中学校・市立高等学校は各市町村教育委員会を通じて各教育事務所担当あて、県立高等学校・特別支援学校は県教育庁スポーツ保健課担当へ報告する。(各教育事務所にあつては、管内市町村教育委員会分をとりまとめるうえ、7月22日(火)まで、県教育庁スポーツ保健課担当へ報告願います。)